

世界遺産暫定一覧表記載資産候補「錦帯橋」の提案書について

1 趣旨

「錦帯橋」の世界文化遺産登録に向け、暫定一覧表への記載を文化庁に提案するために、世界文化遺産にふさわしい資産として提案書にとりまとめた。

2 作成者

山口県、岩国市

3 これまでの経緯

H18, 19 文化庁の「世界文化遺産暫定一覧表」記載資産の公募に、県・市が共同で「錦帯橋と岩国の町割り」を応募

H20. 9 結果は不記載だが、評価はカテゴリー I a

H21. 6 市が「錦帯橋世界文化遺産専門委員会」を設置

H28. 11 県・市が関係団体等と「錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会」を設置

4 提案書の内容

(1) 構成

世界文化遺産候補としてユネスコに提出する「登録推薦書」に準じた構成。

(2) 内容

世界文化遺産登録に必要な、①登録基準を満たす顕著な普遍的価値、②真実性の証明や完全性の充足、③資産の保護措置を記載。

①登録基準を満たす顕著な普遍的価値

登録基準 i) 人間の創造的才能を表す傑作である。

⇒錦帯橋が持つ景観美、構造美により証明

登録基準 iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。

⇒世界唯一の構造（錦帯橋式アーチ構造）により証明

②真実性の証明及び完全性の充足

資産「錦帯橋」の形状、機能等は創建当時から変わっていないという真実性を、江戸時代から残る図面等により証明。

資産「錦帯橋」は、顕著な普遍的価値を説明するのに必要な全ての構成要素（アーチ橋、桁橋、橋脚、橋台、護床工）を含んでいるという完全性を充足。

③資産の保護措置

○資産及び緩衝地帯の範囲

資産である錦帯橋（橋台、護床工を含む）の効果的な保護のために必要な周辺部を緩衝地帯（バッファゾーン）に設定。

○資産の適切な保全を図る法令

資産：文化財保護法（名勝指定）

緩衝地帯：都市計画法、景観法、屋外広告物法、森林法、河川法等

○保存管理に関する計画

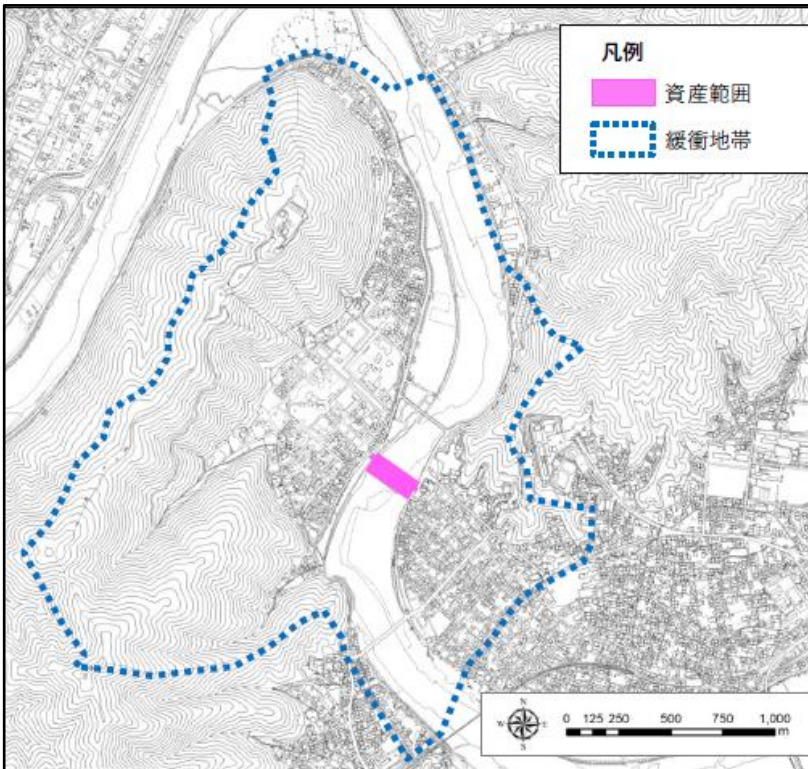
5 提案書の提出

12月19日（水）に柴山文部科学大臣へ提出。

資産の構成要素



資産及び緩衝地帯の範囲



世界文化遺産登録までの流れ

